



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目次（*については県法規集掲載事項）

○ 教育委員会規則

*7 和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則
の一部を改正する規則

○ 告示

217 一般競争入札による落札者の決定（総務学事課）

218 特定非営利活動法人の設立認証の申請
（NPO協働推進課）

219 生活保護法による指定介護機関の廃止
（福祉保健総務課）

220 生活保護法による介護機関の指定
（ " ）

221 平成17年度前期技能検定の実施（雇用推進課）

222 換地計画の決定（農村計画課）

223 "（ " ）

224 車両制限令に定める道路の指定（道路保全課）

225 道路の区域変更（ " ）

226 新道路の供用開始等（ " ）

227 道路の区域変更（ " ）

228 新道路の供用開始等（ " ）

229 新道路の供用開始（ " ）

230 "（ " ）

231 都市計画道路事業の認可（道路建設課）

232 "（ " ）

233 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

234 都市計画下水道事業の変更認可（下水道課）

235 道路の位置の指定（都市政策課）

○ 公告

平成16年度グリーンワーカー認定者（林業振興課）

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則の
一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規
則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則(昭

和 49 年和歌山県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のよう
に改正する。

本則中「派遣社会教育主事」を「地域教育主事」に改める。

第 6 条第 1 項中「3 年」を「1 年」に改め、同条第 2 項中
「し、又は短縮」を削る。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 217 号

和歌山県立医科大学で使用する電気の調達契約について、
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の
物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7
年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び和
歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規
則（平成 7 年和歌山県規則第 107 号）第 10 条の規定に基づ
き、次のとおり公示する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 落札者に係る物品等の名称及び予定電力量
和歌山県立医科大学で使用する電気
15,091,453kwh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立医科大学事務局管理課
和歌山市紀三井寺 811 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成 17 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び所在地
株式会社 エネット
東京都港区芝公園一丁目 8 番 12 号
- 5 落札金額
195,066,886 円（うち消費税及び地方消費税の額
9,288,899 円）
- 6 契約の相手を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 16 年 12 月 14 日

和歌山県告示第 218 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課に備え置いて、平成17年3月31日まで縦覧に供する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年1月31日
- 2 名称
特定非営利活動法人まち
- 3 代表者の氏名
瀧口秀光

4 主たる事務所の所在地

和歌山市栄谷49番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、人権、福祉、子育て、環境保護を基調に、住民の自己実現と地域福祉の確立に向け、地域住民に対しまちづくり運動を推進していくことを目的とする。

和歌山県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市湊1619-8	居宅介護支援事業	平成17.2.10

和歌山県告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に

基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市湊1663-1	訪問看護居宅介護支援事業	平成17.2.11

和歌山県告示第221号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成17年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり告示する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施する等級別検定職種
(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、石材施工(石張り

作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業)、内装仕上げ作業(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、写真(肖像

像写真作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア)1 級、2 級、3 級

検定職種	手数料 (円・1 件)
園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、石材施工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾	15,700

(イ)(ア)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3 級

検定職種	手数料 (円・1 件)
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工	10,500

イ 実施期日

実技試験は、平成 17 年 6 月 13 日(月)から平成 17 年 9 月 11 日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成 17 年 6 月 6 日(月)に和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりである。

検定職種	等級	実施日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工	3 級	平成 17 年 7 月 31 日(日)

造園、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	1 級、2 級	平成 17 年 8 月 21 日(日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1 級、2 級	平成 17 年 8 月 28 日(日)
写真	1 級、2 級、3 級	平成 17 年 8 月 31 日(水)
建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、塗装、フラワー装飾	1 級、2 級	平成 17 年 9 月 4 日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目 3 番 38 号

和歌山技能センター内

電話 073-425-4555

(3) 受付期間

平成 17 年 4 月 4 日(月)から平成 17 年 4 月 15 日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定型 50g の郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(第 3 項第 1 号アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100 円)を申請書に添えて納付するも

のとする。

なお、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成17年10月4日（火）に和歌山県ホームページにて掲載する。ただし、3級の技能検定合格者（写真は除く。）の合格発表は、平成17年8月30日（火）とする。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課又は和歌山県職業能力開発協会に問い合わせること。

和歌山県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区8号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成17年3月2日から平成17年3月30日まで

- 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市役所掲示場

和歌山県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区2-6号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成17年3月2日から平成17年3月30日まで
- 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市役所掲示場

和歌山県告示第224号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イに規定する道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道424号	日高郡みなべ町南道字濱端133番4地先から日高郡みなべ町徳蔵字向流70番1地先までの間

- 指定する期日 平成17年4月1日

和歌山県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 小豆島船所線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	
和歌山市小豆島字塩谷 184 番 1 地先から同市小豆島字塩谷 182 番 1 地先まで		旧	25.00 } 25.00	68.20	
同上		新	25.00 } 36.80	68.20	

和歌山県告示第 226 号

平成 17 年和歌山県告示第 225 号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成 17 年 3 月 1 日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 227 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425 号

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	メートル
御坊市塩屋町北塩屋字屋瀬 1414 番 2 地先から同市塩屋町北塩屋字岩濱 873 番地先まで		旧	5.30 } 16.20	1,088.50	
御坊市塩屋町北塩屋字屋瀬 1414 番 2 地先から同市塩屋町南塩屋字松下 116 番地先まで		旧	12.11 } 28.10	615.30	南塩屋橋 39.20
同上		新	12.11 } 28.10	615.30	同上

和歌山県告示第 228 号

平成 17 年和歌山県告示第 227 号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成 17 年 3 月 1 日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 229 号

平成 14 年和歌山県告示第 370 号（道路の区域変更）で告示した道路のうち下記新道路については、平成 17 年 3 月 1 日から供用を開始する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

区	間	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	
那賀郡岩出町大字山字大原 11 番 1 地先から同町大字山字開キ 981 番地先まで		9.52 } 19.95	311.00	

和歌山県告示第 230 号

平成 16 年和歌山県告示第 581 号（道路の区域変更）で告示した道路のうち下記新道路については、平成 17 年 3 月 1 日から供用を開始する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

区	間	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	
和歌山市平岡字山端 348 番地先から同市中筋日延字土屋 215 番 3 地先まで		16.42 } 19.42	509.00	

和歌山県告示第 231 号

和歌山県施行に係る和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成 17 年 2 月 14 日付け国近整和都業第 7-1 号で認可されたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9 号西脇山口線（坂田）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第 232 号

和歌山県施行に係る和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成 17 年 2 月 14 日付け国近整和都業第 6-1 号で認可されたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・4・37号紀三井寺駅前線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第233号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成17年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 三瀬川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結ぶ線は県道二川清水線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	清水町	三瀬川	野中	30-2	
2号	"	"	"	"	28	
3号	"	"	"	"	40-2	
4号	"	"	"	北山	90-1	
5号	"	"	"	"	91	

2 上村地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結ぶ線は村道丹生平下村線の官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	龍神村	安井	小屋	524-3	
2号	"	"	"	上村	1088	
3号	"	"	"	"	1089	
4号	"	"	"	"	1097	
5号	"	"	"	"	1098	
6号	"	"	"	"	665	
7号	"	"	"	"	622	
8号	"	"	"	"	612	
9号	"	"	"	"	553	

3 丸田地区急傾斜地崩壊対策危険箇所

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	龍神村	甲斐ノ川	長畑	1389-3	
2号	"	"	"	"	1389-1	
3号	"	"	"	"	1389-1	
4号	"	"	"	"	1389-1	
5号	"	"	"	"	1393	
6号	"	"	"	"	1392	
7号	"	"	"	立花口	915	

8 号	"	"	"	"	901	
-----	---	---	---	---	-----	--

4 下平川中地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1 号	日高郡	川辺町	平川	西垣内	109-1	
2 号	"	"	"	後垣内	185	
3 号	"	"	"	"	198	
4 号	"	"	"	室ノ内	977	
5 号	"	"	"	裕間谷	975-1	
6 号	"	"	"	西垣内	968-3	

5 山野北地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 11 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 11 号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1 号	日高郡	川辺町	山野	久保	507-1	
2 号	"	"	"	露ノ谷	458	
3 号	"	"	"	"	459	
4 号	"	"	"	"	460	
5 号	"	"	"	"	454	
6 号	"	"	"	"	474	
7 号	"	"	"	"	474	
8 号	"	"	"	"	474	
9 号	"	"	"	"	475	
10 号	"	"	"	"	473	
11 号	"	"	"	"	470	

6 小津荷地区急傾斜地崩壊対策

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1 号	東牟婁郡	本宮町	小津荷	上ミ地	1-5	
2 号	"	"	"	"	1-2	
3 号	"	"	"	"	16-3	
4 号	"	"	"	"	20-5	
5 号	"	"	"	下燈	162-2	
6 号	"	"	"	"	175	
7 号	"	"	"	中平	88	

7 土河屋地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線に囲

まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
------	-----	-----	-----	---	-----	-----

1 号	東牟婁郡	本宮町	土河屋	生津喜	92	
2 号	"	"	"	"	96	
3 号	"	"	"	"	148	
4 号	"	"	"	楠平	421	
5 号	"	"	"	"	423	
6 号	"	"	"	"	400-1	

和歌山県告示第 234 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 施行者の名称

九度山町

2 都市計画事業の種類及び名称

九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成 2 年 3 月 30 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当無し。

(2) 使用の部分

平成 2 年和歌山県告示第 214 号、平成 7 年和歌山県告示第 921 号及び平成 10 年和歌山県告示第 404 号並びに平成 12 年和歌山県告示第 827 号の事業地に、大字九度山、大字入郷、大字慈尊院を加える。

和歌山県告示第 235 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延 長 メートル
2826	那賀郡貴志川町 大字国主字北ノ 垣内 59 番 1 の一 部、60 番の一部、 61 番 1 の一部、 61 番 2 の一部	那 賀 郡 貴 志 川 町 大 字 国 主 61 番 地 の 1 山本佳行	平 成	4.20	50.30
			17.	5.00	11.00
			2.	6.00	30.47
			18	4.20	17.33

公 告

公 告

平成 16 年度グリーンワーカー認定者は、次のとおりである。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

登録番号	氏 名	住 所
207	森本豊	那賀郡粉河町粉河 306-1
208	松本孝博	海草郡美里町毛原下 655
209	長谷川圭司	伊都郡かつらき町妙寺 433-57
210	田安崇	伊都郡高野町高野山 26-4
211	小西孝一	伊都郡高野町湯川 479-2
212	保坂友也	有田郡清水町境川 376
213	鈴木瑞穂	日高郡龍神村福井 1316
214	中畑徳	日高郡龍神村福井 161
215	前田祥輝	西牟婁郡上富田町岡 840
216	加藤治	西牟婁郡中辺路町北郡 874
217	岡崎頼人	東牟婁郡那智勝浦町勝浦 542
218	森勝敬	東牟婁郡本宮町小々森 110
219	佐藤大介	東牟婁郡熊野川町四瀧 345